



十二月五日・六日  
**克雪フェア開催**  
市民会館・体育館にて開催

本格的な雪の季節がやってきます。市では、56豪雪の生々しい体験から「克雪都市宣言」をし、「雪処理に関する条例」を制定して、豪雪にたたら向かう決意を新たにしましたが、これを記念して、十二月五日、六日の両日克雪フェアを開催します。おさそいあわせておでかけください。

**十二月五日(土) 正午～午後六時**  
**十二月六日(日) 午前九時～午後四時**

- 〔市民会館〕
- 小中学生図画・書道展
  - 豪雪記録写真展
  - 高橋喜平写真展
  - 克雪十日町市コーナー  
(克雪地域づくりモデル計画の概要、住民アンケート結果紹介)
  - 雪まつりコーナー  
(雪まつり歩み展・映写会)
- 〔体育館〕
- 屋根雪処理関係展示
  - 柳式自然融雪家屋の模型・パネル・ビデオなど
  - スベールによる自然落下家屋の模型
  - プラヒート(電熱)のサンブル、パネルなど
  - M型消雪屋根家屋の模型、ビデオ
  - アキ
- レスプロトス(電熱)のサンブル、パネルなど
- 小型除雪機械展示
  - 消雪器具コーナー
  - 住宅相談コーナー  
雪に対しての住宅建築等に關する相談(市建設課)
  - 冬の防災コーナー
  - 私のアイデア発表コーナー
  - ①雪びろり器 ②スノーブル
  - ③車輪付スノーダンプ ④調節ノズル付消雪パイプ ⑤拡張した流雪溝及び流雪溝の安全ぶた
  - ⑥安全雪びろりなど
  - 冬用品展示即売コーナー  
スコップ、スノーダンプ、コスキ、雪トイ、雪囲い金具などの展示即売
  - ふるさとの味コーナー  
模擬店、そば、寿司、山菜、つけものなど

**克雪都市宣言 記念大会**

日時 十二月六日 午前十時～午後三時  
会場 市民会館ホール  
対象 どなたでもけっこうです。気軽においでください。  
内容 式典、シンボルマーク発表、表彰、映画「56豪雪の記録」上映など

**克雪都市宣言記念講演**

「克雪対策の今後の方向について」  
講師 衆議院議員 佐藤 隆  
(特別豪雪地帯振興議員、連盟事務局長、国土審議会豪雪地帯対策特別委員)  
午後一時～二時半

**協賛講演会**

日時 十二月五日 午後一時四十分～午後五時  
会場 市民会館ホール  
講師 萩原茂裕氏 (町づくりコンサルタント)  
演題 手づくりのふるさと

**冬期ごみ収集計画**

一部を除き夏期と同じに  
12月1日～3月31日

これまでは冬期間(十二月～三月)になると、ごみ収集計画が大幅に変わり、皆さんにご迷惑をおかけしましたが、今冬からは、車輛の運行できる限り、夏季の収集計画通り実施します。ただし、車輛の運行ができなかった地域からは従来どおり持出しステーションにお願いいたします。その場所については、該当の衛生組合長からお手数でも衛生施設組合(番二―三九二四番)までご連絡ください。また、左記の事項については冬期間とくにご注意ください。一、道路事情でごみ収集車が行けない町内は予定通り収集できません。状況を各町内で適確に判断し、収集不能な場合は、各自出したごみを持ち帰り、次回の収集日まで保管してください。二、もえない大きなごみ(テレビ、冷蔵庫、洗濯機など)は、雪消え後に出してください。三、事業系の廃棄物(産業廃棄物)のうち、もえないものは各自で保管するか処分してください。やむをえず保管場所のない場合は高城沢で一時的保管します。その場合、消雪後露谷埋立地へ再運搬をお願いします。

**収集日が変わる地域**

対象地域	もえるごみ	もえないごみ
関根、浅之平、六箇山谷中村	金	第1、第3、水
中条市ノ沢	水	金
幸町、安1・2、安養寺細尾	火・金	水

**ゴミ収集が休みになる地域**

地区名	対象地域
十日町、川治六箇、吉田	津池、大池、菅沼、赤倉、控木、長里、落之水船坂、塩ノ又、中手、中平、名ヶ山
中条	嘉勝、池谷、人山、藤平、東枯木又、西枯木又、ツツ山、上田原、宇田ヶ沢、山新田、中条菅沼、小貴
下条	仙ノ山、平、流野、慶地、三子、願入、塩野
水沢	天池、池之尻、漆島、池沢、野中、鞆柄沢、当間、大石、南雲、中在家、水沢市ノ沢、珠川

**年末年始のごみ収集**  
年末は十二月三十日(水)まで日程表通り収集します。年始は一月四日(月)からです。

.....として保存してください.....

# 老後と国民年金

## 国民年金アンケート調査から



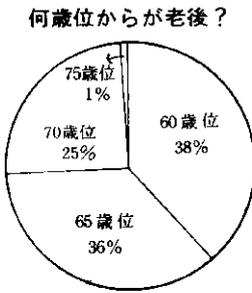
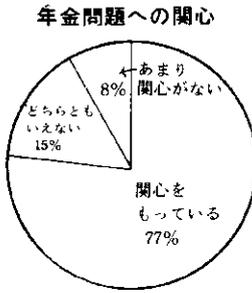
本格的な高齢化社会の到来をまぢかにひかえて、老後の生活、とりわけ生活費と結びつく年金に寄せられる関心は年々高まりつつあります。

国民年金の制度も年々成熟し、受給者も増え、支給される年金額も多く、積れる年金となってきました。しかし、その一方で毎年保険料が上がり、納入も楽でなくなつていへんという声も聞かれます。このため市では、国民年金に加入されているかたから無作為に抽出した二百人のかたを対象に、七月二十七日から八月五日まで郵送によるアンケート調査を実施しました。

その結果、回答されたかたは百五十四人で、回収率七十七%と多くの貴重な意見が寄せられました。ここに、その調査結果の概要をお知らせします。

### 年金問題に高い関心——米

我が国の六十五歳以上の人口は、現在の千四十三万人が、昭和九十年には二倍以上の二千五百七十一万人になることが予想されます。この高齢化問題が、

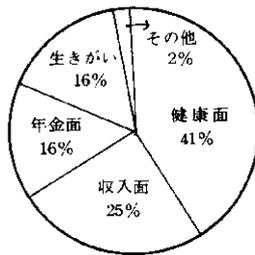


このため、年金問題にどの程度関心を持っているかを質問したところ、上表のように「関心を持っている」人が七十七%を占め、年金によせられる期待の大きさが感じられます。

### 健康への不安

一方、年金と密接な関連のある老後について、老後はどんなときに始まるとの問いに対しては「年金をもらうようになった時」三十二%、「身体が自由がさかなくなつた時」二十六%、「仕事をやめた時」二十五%との答えが多く、年金と老後を結

### 老後生活の不安は?



びつけて考える人が三分の一のほりでした。これを具体的な年齢で見ると上表(知)のようになり、六十五歳以上と答えた人が六十三%を占めました。

国民年金は、自営業等定年のない方を対象にしているため、六十五歳が必要とされる生活費をもとに支給額等を決めています。しかし、六十歳から減額した年金を請求するかたが多く、昨年度の長岡社会保険事務所管内では八割近くのかたが繰上請求者でした。アンケート結果からは「六十歳位からが老後」と

答えた人が三十八%と少ないのに、現実として繰上請求が多い理由は、老後の生活に対する不安として「健康ですごせるか」が四十一%を占めたように、健康状態への不安があるためと考えられます。

### 老後生活の収入の支えは

それでは、いったい老後の生活を支える収入について、どのように考えているのかとの問いに対して、下表のように「働いた収入と公的年金」で生活をまかなうと答えた人が四十%と多くなつており、特に男性では半数となつてのことから、老後の生活を支える収入を公的年金

### 国民年金の財政は——米

国民年金制度は、遠い将来にわたって維持され、安定した老後の支えとしての役割を果たさなければなりません。そのためにも、健全財政はたいせつなことです。

先頃、国の増税なき財政再建のために設けられた第二次臨時行政調査会では、公的年金への国庫負担や制度の見直しを求めた答申をしています。

この答申内容である「支給開始年齢を引きあげ、財政面の負担を軽減する」と考える人が十%、「行政の簡素化のため国庫負担を減らし、その分保険料を増やす」四%、「年金支給額を

老後生活の収入の考え方 (単位:%)

	全体	20代	30代	40代	50代
貯蓄と公的年金	29	37	38	21	25
働いた収入と公的年金	40	50	38	41	37
公的年金だけ	17	12	12	21	21
公的年金と個人年金	5	0	4	12	0
子供に扶養してもらう	8	0	7	6	12

引きさげる」十四%等、臨時の答申を支持しており、「六十歳からの繰上げ支給を段階的にやめる」十四%をあわせて四割のかたが何らかの手直しが必要と考えています。

一方で、「現行の制度を変えず、将来の安全率を見込んだ保険料にすべき」が五十二%を占め、適正な負担についての理解が示されているようです。

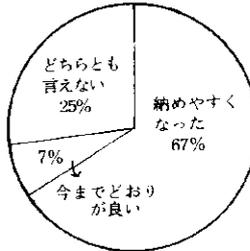
国は行政改革のため、厚生年金への国庫負担を財政再建期間中(昭和五十九年度まで)五%減額を決めています。国民年金への国庫負担(三十三%)は変えないことになりました。

# 短期間の口座振替制度を検討

国民年金の保険料は年々引き上げられており、保険料を納めるのには「へんご苦労の多いこと」と思っています。国では、少なくとも五年に一度は財政状況を見直し、必要とされる保険料を決めています。

市では、昨年度までは二カ月分まとめて保険料を納めていたでいていましたが、まとると納めにくいという声も多く、今年度から毎月納付を実施しています。毎月納付に変わったこと

毎月納付に変わって？

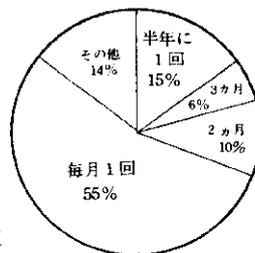


については、上表のように「納めやすくなった」が六十七%となり、多数の市民が毎月ごとの納付に変わって良かったと答えています。

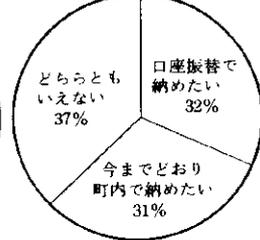
## 口座振替の期間 毎月一回が五十五%

現在、保険料を口座振替により納入できるのは、一年分の保険料を前納する場合には限られています。しかし、納付が毎月になっただけでなく、市税等と同じく期別による口座振替ができないか、という問い合わせも少なからず寄せられています。

口座振替の期間は



短期の口座振替が実施されたら



で「どおり町内で納めたい」三十一%、「どちらとも言えない」三十七%となり、三割の方が口座振替を望んでいます。そして、短期間の口座振替を

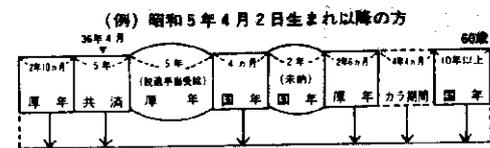
実施する場合、適当な期間としては、上表(右)のように「毎月一回振り替える」が五十五%と多数を占め、「半年に一回」十五%、「二カ月に一回」十%の順番となりました。

現在、口座振替によって前納されているのは、加入者の七% (千五百一人) です。年五分五厘の割引きがあっても、一時期にまとまった額を用意するのはたいへんですので、適正な負担により深い理解をいただくためにも、この結果をふまえて短期の口座振替の実施を検討してきます。

## 参考になることが 多くありました

今回の調査結果から、老後に對して世代間、性別で考え方の違いが多かったです。そして、繰上げ請求が多い理由として、繰上げの健康面への不安、収入面での不安が相当な部分を占めることがわかりました。また、老後の生活収入に對して、男性では働いた収入と公的年金と答えた人が多く、老後も仕事を続けるとの考えが現われています。

一方、年金問題に多くのかたが関心を持っており、第二次臨調答申をはじめ、年金制度はどうあるべきかが身近な問題としてとらえられています。また保険料の納付方法で、短期の保険料口座振替の必要性が数字となって現われています。



合計で25年以上の加入期間があれば、国民年金の加入期間、未納にした国民年金の加入

昭和三十六年四月以降、十年から二十四年の短縮があります。国民年金の問い合わせは 市・市民生活課年金係 (電話一三二二番内線二八)



ねんきん 問答

国民年金の加入期間が二十年以上の場合、国民年金を納付し、厚生年金を受給する期間を満した上で、国民年金と厚生年金の公的年金を合わせて二十五年以上、国民年金を除く他の公的年金を合わせて二十年以上の期間があれば、それぞれの制度から通算老齢年金を受けられます。

昭和三十六年四月以降の加入期間が二十年以上の場合、国民年金を納付し、厚生年金を受給する期間を満した上で、国民年金と厚生年金の公的年金を合わせて二十五年以上、国民年金を除く他の公的年金を合わせて二十年以上の期間があれば、それぞれの制度から通算老齢年金を受けられます。

# 老後の大きな味方国民年金



長く生きることが誰しもが願うことです。社会全体も高齢化社会に向けて速度を早めています。そこで待ちうけているのが老後の生活。とりわけ生活費が気になるところです。老後を真近にされた人はなおさら、今若い人にも確実にやってくる老後は無視することのできない問題です。そこで、老後の生活と大きくかかわる国民年金を、二十一世紀へ向けて発展させ維持していくために、制度のしくみや負担について考えてみましょう。

## 一歩一歩進む 高齢化社会

我が国の平均寿命は年々伸び世界でも有数の長寿国となりました。六十五歳以上の人口は千万人の大台をこえ、総人口の九・三%になっています。昭和八十年には二千万人をこえ、人口に占める割合も十五%をこえると予想されています。

市内の六十五歳以上の人口は、四月一日現在で五千七百七十五人で、人口比十一・六%です。現在のお年寄りは平均四、五人の子供がおり、同居率も七十七%になっていますが、最近はお生率も年々下がりがり、平均一・八人しか子供を生みません。扶養意識も徐々に変わり、同居もむずかしい状況にあります。事実、老人だけの世帯も十年前とくらべ二倍近くになっています。

今年六月に市で実施した「国民年金アンケート調査」でも、

老後は「子供に扶養してもらおう」と答えた人は八%とすくなく、大部分の人が老後も働き、公的年金や貯蓄で生活すると考えていることがうかがえます。

## 老後に必要な生活費は

年をとるにつれて身体への自由はきかなくなり、健康もそこなわれ、仕事も制約されてきます。老後の生活費は、夫婦で月に十五万円くらい必要とされており、夫六十五歳、妻六十歳から老後の生活に入るとして、それぞれの平均余命をあてはめて計算すると約三千六百万円必要になります。物価の上昇を考えるとそれ以上の額になります。この額は、普通の人が準備するには大変難しい額で、国民年金などの公的年金による支えが必要となってきます。

## 国民年金の 老齢給付は

国民年金の加入者は、自営業者やサラリーマンの奥さんなど定年のない人を対象としています。そのため、六十五歳以降必要とされる生活費を基に給付額と支給開始年齢を決めています。給付される年金は、納付期間が二十五年で付加保険にも加入の場合、夫婦で月額十五万五千五百円。納付期間が三十年（付加

## 国民年金加入者にはこんな特典が

**保険料は所得控除**  
五十六年中に納めた保険料は社会保険料控除の扱いを受け、所得から控除されます。

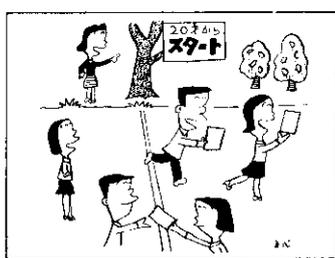
**住宅資金が借りられます**  
保険料を三年以上納めた人には、住宅金融公庫の融資とあわせて資金を借りることが出来ます。詳細は市内の銀行へ

**付加年金に加入すると**  
一カ月四百円多く納めていただけ付加年金に加入して、年金額をふやすことができます。

**保養センター料金が割安に**  
国民年金加入者やその家族の人は、湯之谷村「こしじ」のほか全国三十カ所の保養センターを低料金で利用できます。

## 繰り上げ請求は よく考えて

国民年金の老齢、通算老齢年



### 繰り上げ請求の減額率

希望する年齢	減額率
60歳以上61歳未満	42%
61歳以上62歳未満	35%
62歳以上63歳未満	28%
63歳以上64歳未満	20%
64歳以上65歳未満	11%

繰り上げ請求は、老後は長く年をとるにつれて収入は得がなくなり、健康もすぐれなくなります。しっかりと生活設計を立て、悔いのないように請求したいものです。

老後は長く年をとるにつれて収入は得がなくなり、健康もすぐれなくなります。しっかりと生活設計を立て、悔いのないように請求したいものです。

金の支給開始年齢は六十五歳ですが、六十歳から繰り上げて請求することができます。しかし六十歳で請求すると年金額は五十八%と約半分になり、しかも一度請求したものは取り消すことができません、一生減額された年金となります。

# 国民年金の加入は二十歳から

国民年金の加入者には、本人の意志に関係なく加入しなければならぬ人と、本人の希望によって加入できる人があります。かならず加入しなければならない人には、商業などの自営業の人とか農業を営む人、およびその家族で、サラリーマンの奥さんなどは希望すれば加入できることになっています。加入の年齢は二十歳から五十九歳です。

**年金制度はじゅずつなぎ**  
我が国には八つの公的年金制度があり、国民年金のほかに、厚生年金、公務員などの各種共済組合に分かれており、それぞれの制度に定められた納付条件を満たさないと年金は支給されません。しかし、職業をかえて、いくつかの年金制度に加入した場合に納付条件に達しない場合が生じます。そこでそれぞれの期間を足して定められた条件を満たせば通算老齢年金が支給されます。(国民年金を含む場合二十五歳、含まない場合は二十歳です)

## 国民年金の種類

給付の種類	給付の条件
老齢年金	保険料を25年以上(免除期間を含む)納めた人が65歳になったときに支給。(25年加入→月額45,275円) *昭和5年4月1日以前に生まれた人は生年月日に応じて25年の資格期間が10年~24年に短縮。 *10年年金、5年年金—明治44年4月1日以前に生まれて10年年金または5年年金に加入した人は、保険料を10年間または5年間納めれば支給。(10年年金→月額28,625円、5年年金→月額24,367円)
通算老齢年金	加入期間が1年以上あり、老齢年金の資格期間を満たしていない人が、①他の年金制度の加入期間と合わせて25年(昭和5年4月1日以前に生まれた人には資格期間を短縮して支給される特例がある)あるか、②他の制度から老齢(退職)年金をもらえる場合に、65歳から支給。
障害年金	最近の1年間は保険料を納めている人などが障害者になるか病気・けがが初診日から1年6カ月たつてなおらないときに支給。(1級月額56,325円、2級月額45,058円)
母子年金 準母子年金 遺児年金	上記のような納付要件を満たしている場合で、母子・準母子または遺児の状態になったとき支給。(月額45,058円、外に母子加算、子の加算あり)
寡婦年金	老齢年金をうける条件を満たした夫が死亡した場合に、妻に60歳~65歳の間支給。
死亡一時金	保険料を納めた期間が3年以上ある人が、年金をもらわないで死亡したときに支給。23,000円から36,000円
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人、または同年4月2日から大正5年4月1日までに生まれ、保険料納付期間が1年未満で、納付期間と免除期間を合わせて4年1月~7年1月以上ある人に70歳(障害の人は65歳)から支給。(月額24,000円所得制限あり)
障害福祉年金	20歳前または昭和36年4月前の病気・けがで障害の状態になった人、障害になった日の直前まで国民年金の保険料に滞納がない人などに支給。(1級月額36,000円、2級月額24,000円—所得制限あり)
母子福祉年金 準母子福祉年金	夫等が死亡した日の直前まで国民年金の保険料の滞納がないなど、一定の条件があつて、母子または準母子の状態になったときに支給。(月額31,200円、子の加算と所得制限あり)

### 国民年金には何年加入

年金を受けるためには、最低二十五年納めるか、他の年金制度と通算して二十五年あることが必要です。二十歳から加入した人は四十年間もあり遠い先のことも知れませんが、我が国には高齢化の波がおし寄せており昭和九十年には三人で一人を養わなければならない時代がやってきました。現在は七人で一人、今から着実に年金を積み立て、将来に備えることが必要です。

### 年金財政への理解を

国民年金を将来にわたって維持するためには、八千円程度の保険料が必要ですが、現在は四千五百円と約半分ですが、これは高額の国庫負担があること、加入者の負担が急激に増えないように段階的に引き上げをしていくためです。「少ない負担で多くの年金」を誰もが望むのは当然ですが、将来は、三人で一人を養う時代がやってきます。安定した年金制度を確立するためには、国も私たちが自分の負担を必要とします。これをおこたるとツケは後代の人の負担となりませんが、それには限度があります。若い世代が高齢者をいたわり、自分たちも次の世代に期待するという世代相互間の信頼が年金制度を支えています。

## 労働力は優秀で素直でも覇気がないのでは



「進出して十年近くになるが、だんだん魅力がなくなってきた。企業拡大を考えても地価が高すぎてとつてもやれない」「素直でよく働いてもらえるが、それ以上の覇気がない。本社で研修させて将来の幹部社員に養成したいのだが、地元を離れるのがイヤで乗ってこない」「採用の面接の時、十日町では父兄同伴でくる。そして母親のほうが意見が多い。社会人になる第一歩からこれでは本人のためにも困るのではないか」「学校行事の関係で一斉に休まれることがあつて、五人から六人休まれるとインがとまって仕事ができなくなる」「十日町は物価が非常に高い。急ぎのもの以外地元からは買わない」といった不満や改善点が出されました。

市では、繊維産業の不況の中で、雇用の拡大をはかるため積極的に企業誘致につとめてきました。その結果、これまでに十社が十日町市に進出し、男子で百九十人、女子で四百人の雇用が創出され、進出企業で働いています。

進出企業に十日町市に定着してもらい、企業拡大を図ってもらうため、九日、市長と進出企業の社長など関係者との懇談会を開き、意見の交換をしました。

その中で、進出企業からは、「十日町の労働力は非常に優秀で素直だ」「織物でできたえられてきたせいか手の使い方が非常にうまい」「非常にまじめだし定着率も高い」「今年の豪雪を乗り越えられたので、平年なら十分やってゆける」という進出上のメリットが述べられた反面、

「進出して三年間ぐらい事業が定着するまで資金援助を二パスの接続時間を考えて」「大卒などのユースターン組を採用して、社の将来の幹部にしたい。職業安定所からも紹介を」といった要望も出されました。

市では、今後も懇談会を開き行政との意志を通をはかることにしています。

# こんな時にはこんな年金が

## 障害年金

人生は長く喜びも悲しみもあります。病気やケガで障害を受けることがあるあります。そんな時支えになるものの一つに障害年金の制度があります。

障害年金は、国民年金に加入中のケガや病気により障害者になった場合に支給されます。支給額は症状により、月額で一級五万六千三百二十五円、二級四万五千五百八十八円です。受けるためには次のような要件を満たすことが必要です。

- 一、最近の一年間に、保険料をすべて納めてあること。
- 二、最近の三年間は保険料を納めているか、免除を受けていること。
- 三、保険料を納めた期間が、十五年以上あることなど。

### 障害についての要件

初診日から一年六か月を経過した日(その前に症状が固定し

### 保険料納付等の要件

病気やケガについて初めて診療を受けた日(初診日)の前日に保険料を納付したり免除を受けた状況が次のいずれかに該当すること。

## ◆障害福祉年金

国民年金には、保険料と国庫負担などでまかなわれる拠出制年金と、全額国の負担で支給される福祉年金とがあります。

障害福祉年金は、拠出制の障害年金を受けられない場合で、次のいずれかの要件を満たしていれば障害福祉年金が受けられます。

- 一、初診の日に国民年金に加入して、初診の前日まで保険料の滞納がないか、保険料免除期間を除いた五年以上の加入期間

た時はその日)に、法律で定めである一級か二級の障害の状態に該当しているか、その後六十

## 任意加入しませんか

～カラ期間の明と暗～

国民年金を受けるためには、保険料を決められた期間納めることが必要ですが、サラリーマンの奥さんには、ご主人の厚生年金などへ加入した期間が奥さん自身の期間にできる「カラ期間」という制度があります。

このカラ期間を利用して、結婚前にかけた厚生年金や国民年金を将来受けられる有利な制度ですが、それだけでは老後の生活を支える収入としては少なく、ケガや病気で障害者になっても年金はうけられず、ご主人に先だたれ母子家庭になっても遺族年金だけです。

カラ期間だけの人が高齢で離婚した時には、なんの年金も受けられず、困ってしまいます。もし国民年金に加入していればこのような不測の事態に対しても、障害年金、母子年金、子供だけがとり残された場合には遺児年金が支給されるなど厚い保障が用意されています。また老後には自分自身の年金を準備することができます。

市内には任意加入している人が2,770人おり、対象者の約80%の人が加入しています。未加入のあなたも加入しませんか。

## 国民年金の届けを忘れないで

### 加入手続き

国民年金の加入は二十歳からです。手続きには、印鑑を持参して、他の年金制度をやめて加入する人は、年金手帳も持参して市民生活課で加入してください。

### 加入してからの届け

●市外から転入したとき……年金手帳と印鑑 ●他の公的年金に加入したとき……加入先の保険証と年金手帳及び印鑑 ●任意加入の人がやめるとき……年金手帳 ●市外へ転出したとき……未納の保険料があったら納めて年金手帳を転出先の市町村に提出してください。

### 出稼ぎされるかたは

国民年金の加入者で出稼ぎに行かれるかたは、市民生活課年金係の窓口へおいでください。勤務期間証明用紙を二枚さしあげます。一枚は出稼ぎ先の会社で記入して、ご家族を経由してお届けいただくもので、もう一枚は、退職する時に、会社で証明

をもらい本人が市民生活課の窓口へ持参いただくものです。

### 保険料の納入と納入困難な時は免除手続きを

保険料は毎月町内の年金委員さんに集金していただいています。保険料の納入が困難な時は免除制度がありますので、印鑑を持って年金係までご相談ください。免除されても十年以内であれば、当時の保険料で納められる追納制度で回復できます。そのままでも、将来は年金の三分の一を受給できます。

### 口座振替制度のご利用を

保険料の一年分前納者は、口座振替もできます。お申し込みは銀行、信組、農協の窓口で随時受け付けます。年五分五厘の割引があり、振替額は、五十七年四月二十日です。

### 老齢・通算老齢年金を 受給中の人は

年に一回、誕生日の末日までに現況届を提出してください。用紙は提出期限の約一カ月前に社会保険庁から郵送されます。住所や金融機関が変わったときは変更届を提出してください。

**外国人のかたも 国民年金の対象に**  
一五十七年一月から  
(詳細は十一月十日付市報を)



# 保育所入所申請受付

市社会福祉事務所では、昭和五十七年四月に保育所に入所を希望する児童の受付を次のとおり行います。

受付期間 十二月一日(火)～十二月十九日(土)まで

入所資格 市に住民登録しており、保育に欠ける児童(原則としてゼロ歳児は除きます)

提出書類 ①保育所入所申請書(市社会福祉事務所と各保育所にあります) ②就業(継続・予定)証明書(所定の用紙があります) ③就学証明書(父母)

などが就学している人) ④診断書(父母、祖父母などが病気の場合は医師の診断書、六十五歳以上の人は除きます) ⑤調査票(所定の用紙があります) その他 入所選考にあたり、幼稚園やへき地保育所に入所が決定している児童については選考の対象外になります。

申込み・問い合わせ 申込みとお問い合わせは、市社会福祉事務所福祉係(番七―三一―一番内線二一五)へ。

施設名	所在地	公私立	定員
十日町保育所	学校町1	公立	90
龜島保育所	南 龜 坂	"	70
高山保育所	綿 町 2	"	90
川治保育所	川 治 上 町	"	120
下条保育所	下 条 本 町	"	70
十日町西保育所	下 川 原 町	"	120
北原保育所	北 原	"	60
水沢保育所	土 市 第 2	"	130
十日町幼稚園	本町西1丁目	私立	90
北越保育園	本町6～1	"	90
四日町保育園	四 日 町 2	"	120
山本愛泉保育園	山 本 2	"	90
森の保育園	大 黒 沢 東	"	90
いずみ保育園	昭 和 町 3	"	90

## 三十三回 人権週間 十二月四日～十日

### 人権の共存く 互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係を作ろう

十日町市の人権擁護委員  
 武田文雄 土市第一  
 小林賢秀 川原町  
 竹内 茂 川治内後

## 12月の休日急患医

- 6日 大島医院(川原町) 番2の2957番
- 上村病院(中里町) 番0257631211番
- 13日 山口医院(下条中央通り) 番5の2003番
- 津南病院(津南町大野) 番0257615の316番
- 20日 千手診療所(川西町中央) 番0257618の203番
- 27日 中条病院(北原) 番7の3018番
- 29日 水沢診療所(土市第三) 番8の2039番
- 30日 至誠堂医院(西浦町) 番2の3276番
- 31日 池田医院(本町西) 番2の2581番

## 医療費の額をお知らせ

国民健康保険では、今年八月に診療を受けた分について医療費の額をお知らせします。

この医療費の七割は国民健康保険で支払われておりますが、残りの三割が、自己負担分としてお医者さんの窓口で患者さんが支払った額です。なお、医療費の額のお知らせは、十一月末頃、各家庭に郵送いたします。

## 出稼ぎに行かれる方へ

出稼ぎに行き、就職先の事業場で、健康保険に加入した場合には、国民健康保険資格喪失

## 献血車日程

期日	12月10日(木)
会場	滝文工業(株)
期日	12月11日(金)
会場	エドヤ(株)

時間はいずれも午前10時～午後3時まで  
 明日といわずに献血しましょう

## 停電のお知らせ

▼十一月三十日(月)、正午～午後四時まで 太田島第一の一部  
 中在家、水沢市之沢、大石、南雲  
 ▼十二月七日(日) 正午から午後四時まで 高島第一の一部  
 高島第二 ▼十二月八日(火) 午前九時～午後一時まで 土市第一

## し尿浄化槽設置者 研修会を開催

### 廃車手続きはお早めに

今回は、昭和五十六年度中にし尿浄化槽を設置した方と、昨年研修を受けた方を対象に、左記の内容で研修会を開催します。対象者は、案内ハガキ(後日送付します)と五十六年度第二回放流水検査結果通知ハガキを持参のうえ、必ず研修を受けてください。

期日 十二月八日(火)  
 会場 市保健センター三階

現在使用していない原付バイク(百二十五CC以下)や農耕作業用自動車などの廃車手続きをお忘れではありませんか。今年度中に手続きをしないと来年度も課税されてしまいます。降雪前の今の時期にナンバーを返納し、届出を済ませてください。

なお、車体が紛失、廃棄、盗難などの理由でナンバーがなくなっている場合は、税務課へおたずねください。

## 12月の乳幼児検診日程表

事業名	期日	受付時間	会場名	対象児	募集区域
3歳児検診	12月9日(水)	午後1時～2時	保健センター	生53年6月生れの児	城
1歳6か月児検診	12月11日(金)	午後1時～2時	保健センター	生55年6月生れの児	城
4か月児検診並びに育児学級	12月16日(水)	午後1時～1時半	保健センター	生56年8月生れの児	城
10か月児身体測定	12月23日(水)	午後1時～3時	保健センター	生56年2月生れの児	全

お願い (1歳6か月児・3歳6か月児の方は歯科検診がありますから歯をきれいにみがいて来てください)